

令和 6 年度  
釧路市 居宅介護支援事業者集団指導

資料目次

資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について (P1～)

資料 2 令和 6 年度より義務化・努力義務化された事項等について (P7～)

資料 3 テレワークの取扱いについて (P10～)

資料 4 第三者評価の実施状況の記載について (P12)

資料 5 高齢者虐待防止に関する取組みについて (P13～)

資料 6 運営指導結果等を踏まえた留意事項について (P16)

資料 7 よくある質問について (P17～)

# 資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について

平成 18 年に創設された地域密着型サービスは「高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス」とされており、原則として、釧路市の介護保険被保険者のみがサービスを利用することができます。（介護保険法第 78 条の 2）

このことから、釧路市に以前から居住されている方でなければサービスを利用することができません。（サービス利用目的の転入は認められません）

なお、過去に釧路市で居住実績があり市にゆかりのある方は本人の状態や介護の状況などを総合的に判断して例外的に認められる場合がありますので、他市町村に住民票のある方から釧路市の指定地域密着型サービスの利用相談があった場合には、介護高齢課介護保険係までご相談ください。

（※釧路市に居住実態がない方の利用が明らかになった場合には指導の対象となります。）

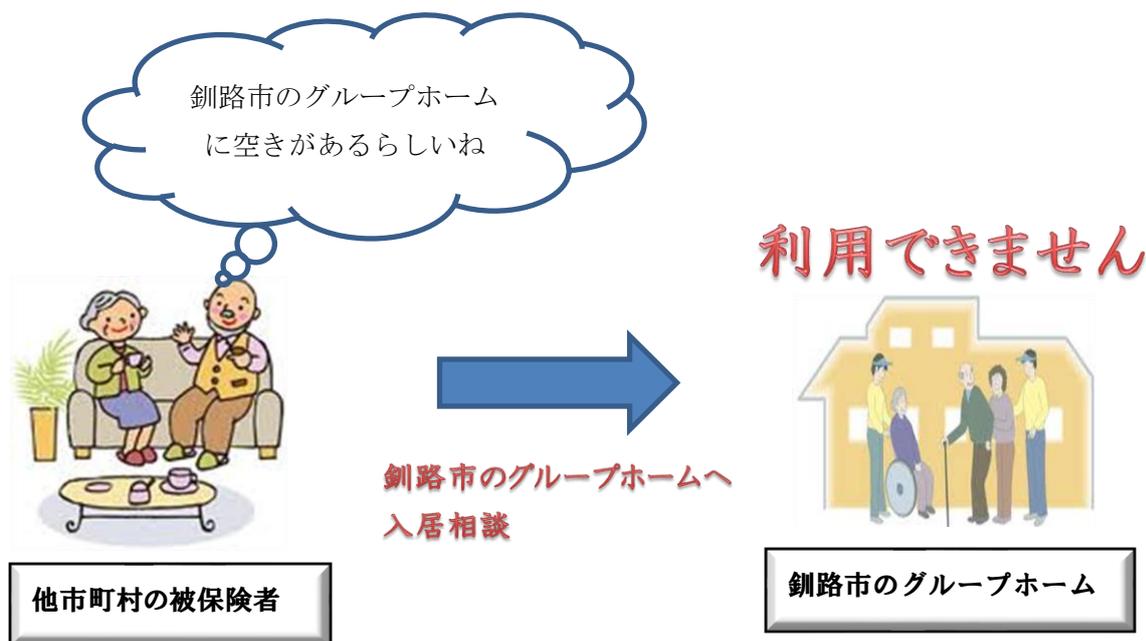
## 1 具体例

### （1）他市町村の被保険者が釧路市のグループホームに直接入居を希望している例

Q. 他市町村の被保険者である A さんはグループホームに入居したいと考えていましたが、A さんの自治体にあるグループホームは満室で、すぐに入居できる見込みがありません。

そこで、A さんは空きがある釧路市内のグループホームへ入居相談をしました。この場合、どのような対応をとったら良いでしょうか。

A. この事例の場合、グループホームに入居することが目的の転入となっておりますので、原則として入居はお断りしてください。

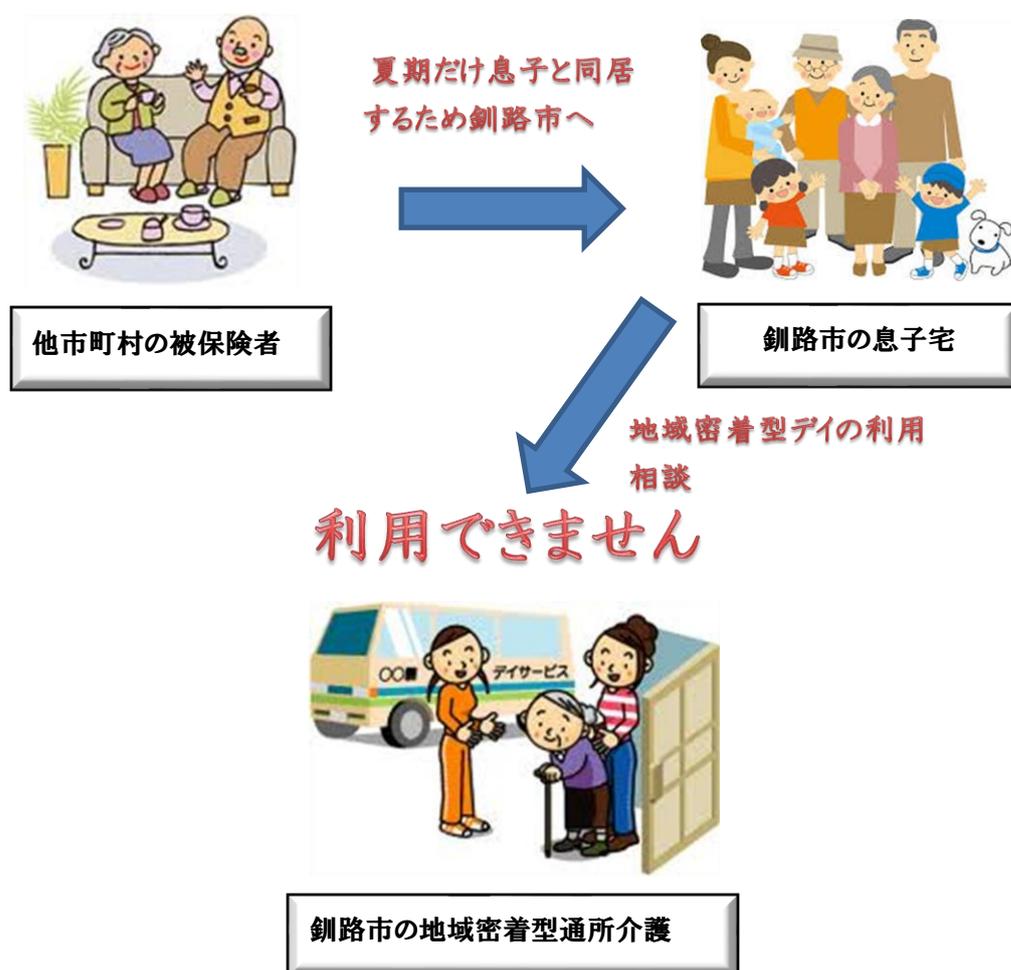


# 資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について

## (2) 他市町村の被保険者が一時的に地域密着型通所介護の利用を希望している例

Q. 他市町村の被保険者であるAさんは、住民票を異動せず、釧路市の息子宅に一時的に同居しました。Aさんは自宅でも地域密着型通所介護を利用していたので、息子宅に居る間は釧路市内の地域密着型通所介護を利用したいと考えて事業所に利用相談をしました。この場合、どのような対応をとったら良いでしょうか。

A. この場合、他市町村の被保険者であるため、サービス提供はできません。また、釧路市に住民票を移した場合においても、市における居住実態がない中での利用となるためサービス提供はできません。

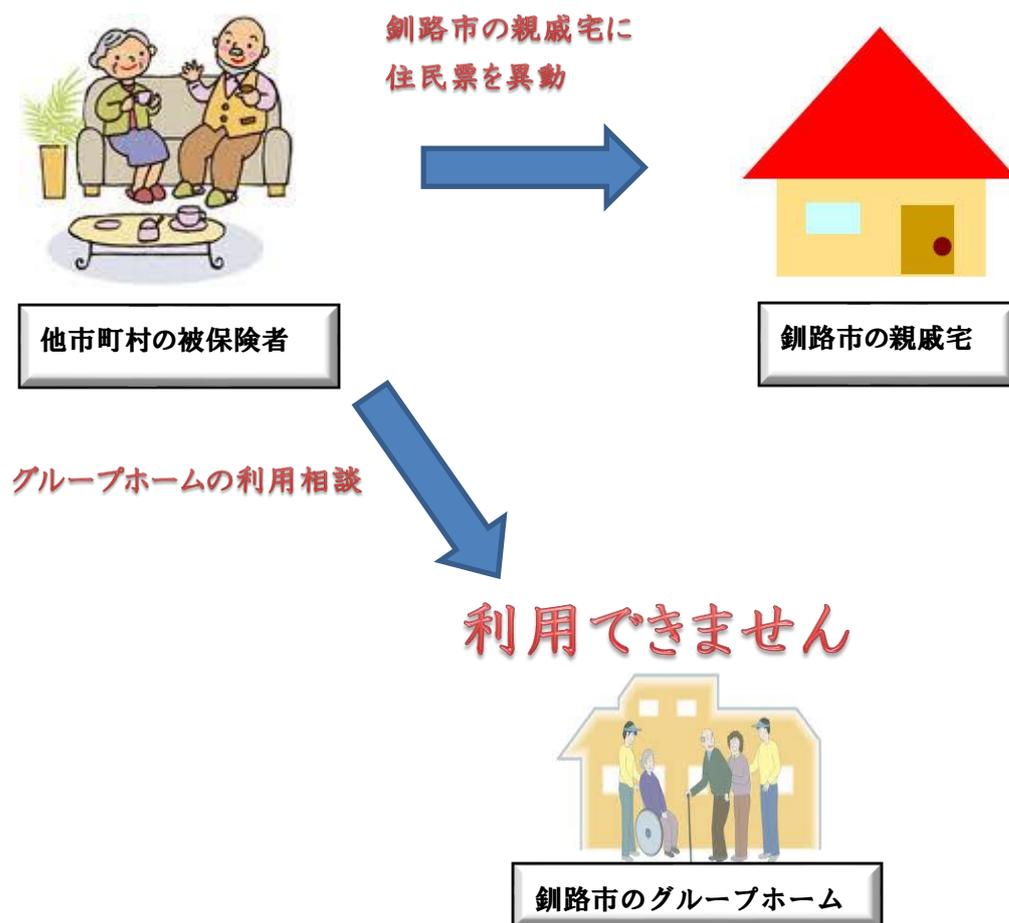


## 資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について

### (3) 他市町村の被保険者が釧路市内の居住実態のない住所に住民票を移してグループホームに入居を希望している例

Q. 他市町村の被保険者であるAさんは、釧路市内のグループホームに入居するために、実際には住んでいない釧路市内の親戚宅に住民票を異動し、釧路市内のグループホームに利用相談をしました。この場合、どのような対応をとったら良いでしょうか。

A. この場合も釧路市に居住実態がありませんので、サービス提供はできません。

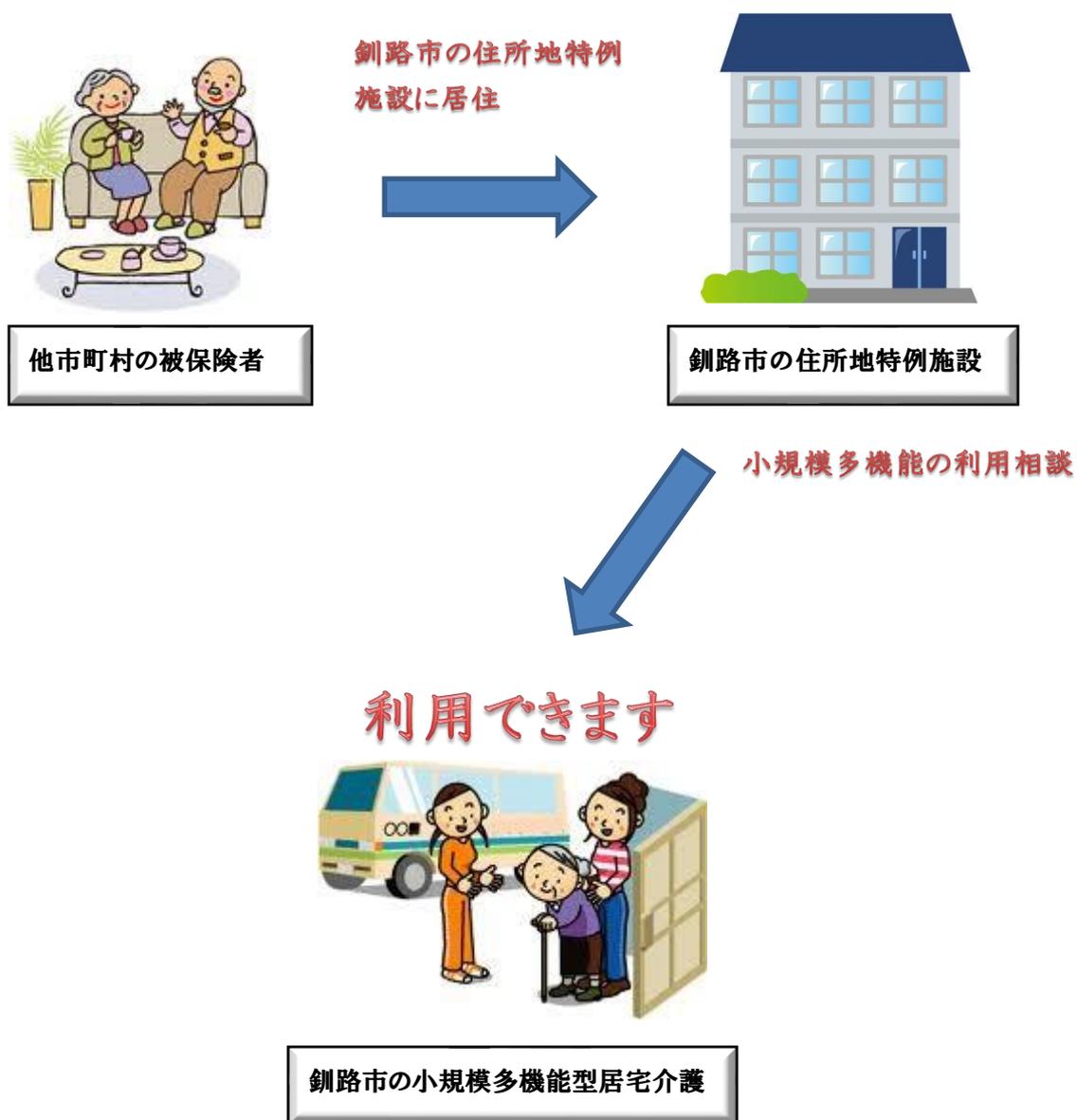


# 資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について

## (4) 他市町村の被保険者が釧路市内の住所地特例施設に入居し地域密着型サービスの利用を希望している例

Q. 他市町村の被保険者であるAさんは、釧路市内の住所地特例施設（住宅型有料老人ホームなど）に転居（この場合、保険者は他市町村のままとなります。）し、釧路市内の小規模多機能型居宅介護事業所に利用相談をしました。この場合、どのような対応をとったら良いのでしょうか。

A. 介護保険法の一部改正により、平成27年4月から住所地特例対象者は特定地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護）を利用できるようになりましたので、Aさんはサービスを利用することができます。



## 資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について

---

### 2 「地域密着型通所介護事業所」における他市町村からのみなし指定について

北海道から釧路市に指定の権限が委譲されたことに伴い、平成 28 年 4 月 1 日より前から要介護と認定されていて引き続き利用している方については、保険者である市町村の指定があったものとみなされますので、契約が終了しない限り引き続き利用することが可能です。

#### (1) 指定更新について

みなし指定の事業所が指定の更新をする場合で、他市町村からみなし指定を受けている事業所につきましては、釧路市の指定更新に加えて、その市町村の指定の更新が必要となることがあります。指定更新の際に該当利用者が契約を終了していた場合には更新の必要はありませんが、引き続き利用する場合については、指定更新の必要の有無について、保険者に必ず確認願います。

#### (2) みなし指定を受けている他市町村からの新規利用者受け入れについて

他市町村からのみなし指定（更新後も含む）については、あくまで平成 28 年 4 月 1 日より前から要介護と認定されていて引き続き利用している方についてのみ効果が及ぶものであり、平成 28 年 4 月 1 日以降に当該市町村の被保険者が利用を希望した場合や、引き続き利用していても要支援であった場合で、要介護へと認定内容が変わったため、新たに利用を希望する場合は、みなし指定の効果は及びませんのでご注意ください。

### 3 虚偽の転入について

過去に釧路市内の介護保険施設において、利用者の家族等に対して虚偽の転入手続を助長する誤った説明が行われていたことが、相次いで判明しました。

介護保険施設は住所地特例が適用されますが、他市町村から当該施設以外の住所（家族等の住所）に転入したという虚偽の届出があった場合は、住所地特例制度が適用されず、制度の主旨に反して施設の所在する市町村が負担する介護給付費が増大し、住民の負担が大きくなってしまいます。

また、地域密着型事業所の利用に必要とされる居住実績のみを目的とした転入は、住み慣れた地域で生活を継続するためのサービス提供という地域密着型サービスの主旨を損なうと共に、生活環境の大きな変化が症状の進行に影響を及ぼすという認知症の特性に配慮することができなくなります。

## 資料 1 他市町村被保険者の地域密着型サービス利用について

---

### 【問題となった事例】

A氏は、釧路市に住む息子の住所に、B町から転入したとして釧路市役所で転入手続を行った。

しかし、すでに前年から釧路市内の介護老人保健施設に入所中であることや、市内の認知症対応型共同生活介護事業所への入居手続きを進めようとしていることが判明した。



居住実態の無い住所への転入手続については法令に抵触することから、虚偽転入扱いとなり、取り消し手続きが必要となる重大な案件となりました。

虚偽の転入は、給付費について住所地特例制度の対象外となってしまうことから釧路市民の介護保険料等の負担の増大を招き、また地域密着型事業所の利用要件に反することで、釧路市民のサービス受給の機会を損なうとともに、サービスの整備計画が適正に行われなくなる恐れがありますので、注意が必要です。

### 【例外的に認められた事例】

B氏は、令和6年10月中旬より帯広市から釧路市へ転入している。B氏は6年前に釧路市から東京の親族宅へ転居したが、うまくいかず、別の親族宅がある帯広市へ転居した。しかし、長年住んでいた釧路市へ戻りたいという思いから、今回釧路市へ転入し、地域密着型通所介護の利用を行いたいが可能か。



直近の1年間の在住歴は満たしていないが、過去に長期にわたる釧路市の在住歴(1年以上)があることや、当該地域では地域密着型通所介護は当該事業所のみである。そのため、利用者の状況・代替サービスを検討した結果、当該事業所の利用が望ましいと判断した場合については利用を認める。

※ここでポイントとなるのが過去の居住歴や利用者の状況等になります。似たような事例であっても、必ずしも例外的に認められるとは限りませんので必ず市へ相談してください。

## 資料2 令和6年度より義務化・努力義務化された事項等について

### 令和6年度に義務化された事項

令和6年度介護報酬改定に伴い、運営基準上において義務化された事項、義務化に伴い新たに適用される減算について、お知らせいたします。

以下の事項の中でも、**研修や委員会、訓練を行う頻度**に関しては、運営指導等においても多く指摘がある部分になりますので、今一度、ご確認ください。

#### 1 業務継続計画未策定減算の適用

感染症及び災害に係る業務継続計画を作成し、当該業務計画に従い必要な措置を講じていない場合は、業務継続計画未策定減算に該当します。

【経過措置あり】令和7年3月31日までは減算を適用しない

必要な措置	実施内容	実施回数
業務継続計画の策定	感染症及び災害に係る業務継続計画を作成し、当該業務計画に従い必要な措置を講じる	
業務継続計画の周知	介護支援専門員に対し、業務継続計画を周知	
研修・訓練の実施	介護支援専門員に対し、必要な研修を定期的実施 研修の実施内容について記録する	年1回以上 ◇新規採用時
	介護支援専門員に対し、必要な訓練を定期的実施	年1回以上
業務継続計画の見直し	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う	

※◇部分について、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい（努力義務）

※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定しても差し支えない

#### 2 高齢者虐待防止未実施減算の適用

下記の必要な措置の全てを行っていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算に該当します。

必要な措置	実施内容	実施回数
委員会の開催	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る	年1回以上
指針の整備	虐待の防止のための指針を整備	
研修の実施	介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施研修の実施内容について記録する	年1回以上 新規採用時
担当者の設置	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置	

※他の委員会と一体的な開催も可、ただし記録は開催した委員会を列記等すること

※運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めること

## 資料2 令和6年度より義務化・努力義務化された事項等について

### 3 身体的拘束等の適正化の推進

介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはなりません。

必要な措置	実施内容
記録	緊急やむを得ない場合において身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する

### 4 感染症（又は食中毒）の予防及びまん延防止のための措置の適用

必要な措置	実施内容	実施回数
委員会の開催	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る	おおむね 6月に1回以上
指針の整備	感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備	
研修・訓練の実施	介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施。研修の実施内容について記録する	年1回以上 ◇新規採用時
	介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施	年1回以上

※◇部分について、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい（努力義務）

### 5 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

(1) 【新設】介護サービス事業者経営情報データベースシステム（令和7年1月から運用開始）

	内 容
報告の対象者	原則、全ての介護事業者（報告単位は原則、事業所・施設単位） ※「過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下の場合」や「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができない正当な理由があるもの」は報告対象外
主な報告事項 （※は任意事項）	事業所・施設の基本情報、介護事業収益、介護事業費用、職員の職種別人数、職種別給与（※）
報告手段・期限	毎会計年度終了後3か月以内に、介護サービス事業者経営情報データベースシステムへ報告 ※令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から令和6年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、令和7年3月末まで報告
必要な準備	システムの利用にあたり、「GビズIDプライム」のアカウント取得が必須 ※未取得の事業者は、厚生労働省作成の「介護サービス事業者経営情報データベースシステムGビズID取得等の手引き～介護事業者/介護事業所向け～」を確認してください。

## 資料2 令和6年度より義務化・努力義務化された事項等について

### (2) 【見直し】介護サービス情報公表制度

	内 容
報告の対象者	全ての介護事業者
新たな報告事項 (※は任意事項)	財務状況の分かる書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書など）、職員の一人あたりの賃金（※）
報告手段・期限	毎年度道が定める期限までに、介護サービス情報公表システムへ報告

### 6 電子申請届出システムについて

	内 容
釧路市の運用	令和6年4月より運用開始
受付可能な申請・届出の種類	新規指定申請、指定更新申請、変更届出、加算届出、廃止・休止届出、再開届出
必要な準備	システムの利用にあたり、「GビズIDプライム」のアカウント取得が必須
登記情報提供サービス	新規指定申請など添付書類として必要な「登記事項証明書」は、紙媒体での提出に代わり、法務局が管轄する登記情報をインターネット上で確認できる「登記情報提供サービス」で取得した電子データでの受付可能

### 令和6年度に努力義務化された事項

#### ○ 内容及び手続きの説明及び同意について（義務⇒努力義務へ）

内 容
介護支援専門員は居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、「前6月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護等（※）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合」及び「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の事業者によって提供されたものが占める割合」について説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

※「訪問介護等」：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護

### 令和7年度以降に義務化される主な事項

#### ○ ウェブサイトへの重要事項の掲載（全サービス共通）【令和7年度から義務化】

必要な措置	実施内容
ウェブサイトへの掲載	原則、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムに掲載

## 資料3 テレワークの取扱いについて

令和6年3月29日発出、介護保険最新情報 Vol. 1237「介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について」において介護職のテレワークの取扱いが示されました。留意点についてまとめましたので参考にしてください。

### ①管理者について

- ・個人情報の適切な管理を前提に、介護事業所等の管理上支障が生じない範囲内において、テレワークが可能です。

#### 管理上支障が生じない範囲内とは・・・

- ・管理者がテレワークを行って事業所を不在とする場合も、運営基準上定められた管理者の責務を、管理者自らが果たす上で支障が生じない体制を整えておくこと。
- ・管理者がテレワークを行うことで、管理者本人や他の従業者に過度な業務負担が生じないように留意すること。
- ・勤務時間中、利用者・従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。また、テレワークを行う管理者は、利用者、従業者、その他関係者と、テレワークを円滑に行えるような関係を日頃から築いておくこと。
- ・事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時など、管理者がテレワークを行う場合の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしておくこと。

### ②管理者以外の職種について

- ・テレワーク実施者本人、管理者及びテレワーク実施者以外の他の従業者に過度な業務負担が生じ、『利用者の処遇に支障が生じること』のないよう、留意すること。
- ・終日単位で事業所等を不在にするテレワークの実施については、利用者の処遇に支障が生じないか、特に慎重に判断すること。
- ・勤務時間中、事業所等の現場に出勤する従業者とテレワーク実施者の間で適切に連絡が取れる体制を確保すること。
- ・テレワーク実施者の労働時間の管理等、適切な労務管理を行うこと。

## 資料3 テレワークの取扱いについて

- ・書類作成等の事務作業、事業所外の専門職との連絡等の業務については、予めテレワークを行う日時を決めておくこと。
- ・情報通信機器を用いた遠隔での面談等の実施については、意思疎通が十分に図れる利用者について、利用者本人及び家族の理解を得て行うなど、適切に対応すること。

### 利用者の処遇に支障が生じない範囲内とは・・・

- ・書類作成等の事務作業については、テレワークで実施しても、利用者の処遇に支障がないと考えられる。
- ・居宅サービス計画の作成等をテレワークで行うに当たっては、適切なアセスメントやモニタリングが行われた上で実施する必要がある。
- ・モニタリングをオンラインで行う場合には、利用者の同意を得るとともに、利用者がテレビ電話装置等を用いた状態で十分に意思疎通を図ることができることを確認する。
- ・サービス担当者会議をオンラインで行う場合には、家族含む関係者間で対象者の現状を共有できるよう、また利用者・家族との意思疎通が十分とれるよう、留意する。

### ③個人情報の適切な管理について

- ・利用者やその家族に関する情報を取り扱う際は、個人情報保護関係法令、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第6.0版」を参照する。

※厚生労働省ガイドライン

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

- ・特に、個人情報の外部への漏洩防止や外部からの不正アクセスの防止のための措置を講じること。
- ・第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと
- ・利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅等に持ち帰って作業する際にも、情報の取扱いに留意すること

## 資料4 第三者評価の実施状況の記載について

---

重要事項説明書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況について、記載されていない事業所が複数見受けられましたので、改めて確認をお願いします。

### 1 第三者評価とは

公正・中立的な第三者である評価機関が事業者を客観的な立場から評価するもの。

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付け、さらに評価結果を公表することにより利用者の適切なサービス選択に資するための情報ともなる。

### 2 重要事項説明書への記載について

対象サービス

- (1) 訪問介護（介護予防訪問介護）
- (2) 通所介護（介護予防通所介護）
- (3) 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
- (8) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
- (9) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
- (10) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）
- (12) 介護老人福祉施設
- (13) 居宅介護支援

○記載すべき内容

- ・ 第三者評価の実施の有無
- ・ 実施した直近の年月日
- ・ 実施した評価機関の名称
- ・ 評価結果の開示状況

※第三者評価の実施については任意となります。評価を行っていない場合についても重要事項説明書へ記載をしていただく必要があります。

※今後、運営指導におきましては上記の事項が記載されていない場合については、令和7年度以降は文書指導項目となりますので、速やかに記載してください。

## 資料5 高齢者虐待防止に関する取組みについて

令和6年4月1日から、高齢者虐待の防止に係る経過措置が終了し、全介護サービスにおいて、高齢者虐待防止のための体制整備等の取組みが義務化されました。

### 1 高齢者虐待防止に関する取組み

#### (1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは、高齢者虐待防止法において、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」と定義されており、高齢者の日常生活において何らかの世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待等は、養護者が養護する高齢者に対して【表1】に該当する行為です。

#### (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、【表2】の業務に従事する職員が養護する高齢者に対して行う【表1】に該当する行為です。

【表1】

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による放置等、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【表2】

根拠法	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	老人福祉施設、有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、地域包括支援センター	居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

## 資料5 高齢者虐待防止に関する取組みについて

### (3) 高齢者虐待の防止等のための措置（義務）

令和6年度から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが義務付けられました。

必要な措置（義務）
①虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
②虐待の防止のための指針の整備をすること。
③従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（ <b>居宅介護支援事業所：年1回以上、新規採用時</b> ）に実施すること。
④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
⑤運営規程に「虐待防止のための措置に関する事項」を定めること。

※上記①～④の措置を1つでも講じていない場合は高齢者虐待防止措置未実施減算に該当  
※他の委員会とまとめて開催も可、ただし記録は開催した委員会を列記等すること

#### ○虐待防止検討委員会の検討内容

- ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止等に関すること
- ・前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### (4) 高齢者虐待に係る通報の義務

業務に従事する養介護施設及び養介護事業所において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに通報しなければなりません。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報は、虚偽であるもの及び過失によるものを除き、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務違反にはあたらないとされています。

また、通報を行った養介護施設従事者等は、通報をしたことを理由に解雇その他不利益な取扱いを受けないこととされています。

## 資料5 高齢者虐待防止に関する取組みについて

### (5) 通報等を受けた場合の措置

市又は道は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使します。

高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実確認し、虐待が認められた場合には市又は道が指導を行い改善するよう指示します。場合によっては行政処分を行う可能性もあります。

### (6) 高齢者虐待の相談・通報件数の推移

釧路市における令和5年度の養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は11件、相談・通報者については、ケアマネジャーからの相談が7件と1番多く、6割を超えており、ケアマネジャーが虐待の発見に重要な役割を果たしています。虐待と判断した件数は5件でした。また、国が実施した令和4年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果においては、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は横ばい傾向となっています。

#### ① 養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

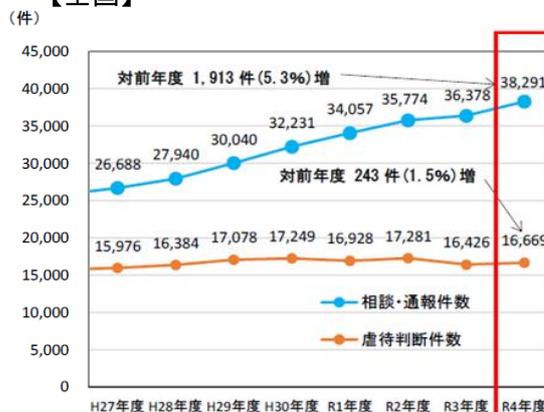
##### 【釧路市】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数	14件	13件	12件	11件	11件
虐待と判断した件数	13件	9件	3件	8件	5件

##### 令和5年度相談・通報者(複数回答)

	人数	構成割合 (%)
ケアマネ	7人	63.6%
介護保険事業所職員	1人	9.1%
近隣住民 知人	1人	9.1%
家族・親族	1人	9.1%
その他	1人	9.1%
合計	11人	100.0%

##### 【全国】

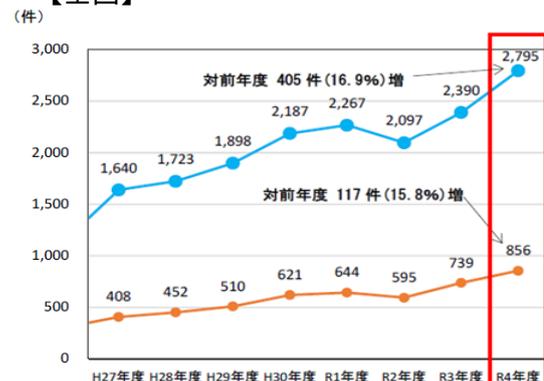


#### ② 養介護施設従事者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

##### 【釧路市】

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談・通報件数	0件	1件	5件	3件	2件
虐待と判断した件数	0件	0件	2件	1件	2件

##### 【全国】



## 資料6 運営指導結果等を踏まえた留意事項について

運営指導等において、改善を要すると指摘した事項について主なものをまとめました。各事業所におかれましては今一度、基準を満たされているか確認をお願いします。

指摘事項	居宅介護支援事業者は、指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録、居宅サービス計画・アセスメントの結果の記録・サービス担当者会議等の記録・モニタリングの結果の記録、市町村への通知に係る記録の保存期間が2年と記載されていた。(文書指導)
指導内容	上記に係る書類に関しては、その完結の日から5年保存とし、その他の記録については2年保存とすること。
根拠条例	釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第31条第2項

指摘事項	利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。また、居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行うものであるが、主治の医師の意見を求めずにサービス計画に医療サービスを位置づけていた。(文書指導)
指導内容	居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合は、主治の医師等の意見を適切に求めること。
根拠条例	釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第15条第24号及び26号

指摘事項	訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師に交付しなければならないが交付していなかった。(文書指導)
指導内容	主治の医師等に当該居宅サービス計画を交付し、支援経過等に交付した記録を残すこと。
根拠条例	釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第15条第25号

指摘事項	重要事項を事業所内に掲示していなかった。(文書指導)
指導内容	事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示すること。 重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。
根拠条例	釧路市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第24条

※令和7年度からウェブ掲載も義務化になります。

## 資料7 よくある質問について

### 特定事業所集中減算について

質問事項①	計画とは実績なのか。計画を位置づけたが実際にサービスの利用がなく実績がない場合でも件数に含めますか
回答	この場合の計画とは実績であり、例えば居宅サービス計画に訪問介護サービスが位置づけられても、利用者の都合等で実績がなかった場合は、当該サービスを位置付けた計画数に含めない

質問事項②	減算はどの利用者が対象となるのか。80%を超えた法人を位置づけた利用者のみですか
回答	減算は、減算適用期間のすべての利用者に対する居宅介護支援費が対象になる

質問事項③	居宅サービス計画数には介護予防サービスの利用者も含めますか
回答	介護予防サービスを位置づけた利用者は居宅サービス計画数には含めない

質問事項④	80%を超える、の端数処理について、どのようにすればいいですか
回答	80%ちょうどであれば減算に該当はしない。0.0001%でも超えていれば減算に該当する

以上の事項については代表的な質問に過ぎませんので、疑問点等がある場合はお問い合わせください。また、今般、厚労省より「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/001287813.pdf>) 通知が発出されておりますので、適正な適用に留意してください。

## 資料7 よくある質問について

### 入院時情報連携加算について

入院時情報連携加算について、算定要件である入院のタイミング等について、質問を多くいただいておりますので、改めて確認をお願いします。

【要件等】 ※利用者1人につき、1月に1回を限度

#### ○入院時情報連携加算（Ⅰ） 250 単位／月

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

#### ○入院時情報連携加算（Ⅱ） 200 単位／月

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※**営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。**

下図のとおり。

☆…入院 ★…入院（営業時間外） → 情報提供

	営業日	営業日以外	営業日以外	営業日	営業日	営業日以外	営業日
入院時情報連携加算（Ⅰ）	☆ →	★ →	★ →	★ →			
入院時情報連携加算（Ⅱ）	☆ →	★ →	★ →	☆ →	★ →	☆ →	

## 資料7 よくある質問について

### 同一建物減算について

所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定

- ① 居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の建物、同一の敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に住む利用者
- ② 1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者

※①、②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の事業者と異なる場合であっても該当する

### 「同一敷地内建物等」の定義

当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なもの

#### 具体例

- ・一体的な建築物として、当該建物の1階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合
- ・当該建物と渡り廊下でつながっている場合
- ・同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合

#### 該当しない例

- ・同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

### 「同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）」の定義

「同一敷地内建物等」に該当しない建築物であり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者（※）が20人以上居住する場合に該当する（同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない）

（※）利用者→当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする